

第9回検察運営全般に関する参与会議事要旨

1 開催日

平成27年12月9日（水）

2 開催場所

最高検察庁大会議室

3 出席者

(1) 参与

荒中参与，大久保恵美子参与，佐伯仁志参与，高橋俊介参与，
田島良昭参与，林正和参与，原田國男参与，山口厚参与，横田洋三参与

(2) 最高検察庁

大野恒太郎検事総長，伊丹俊彦次長検事，稲川龍也総務部長，
甲斐行夫監察指導部長，八木宏幸刑事部長，中川清明公安部長，
三浦守公判部長

4 議事の要旨

検事総長挨拶の後，最高検から，取調べの録音・録画に関して，録音・録画の本格実施・試行拡大に伴う実施件数等，組織運営に関して，監察の端緒別・類型別件数や結果別件数等について説明した上，参与から，以下のとおり意見をいただいた。

【取調べの録音・録画関係】

- 大体のイメージとして，身柄事件の4割程度，身柄で公判請求した事件の半分程度を録音・録画しているということだが，取調べの録音・録画が実施されることによる最も大きな効用は，取調べ状況に関する無用な争いがなくなるという点にあると思う。試行拡大については，公判請求が見込まれる事件で録音・録画の必要性がある事件が対象とのことであるが，その判断基準が抽象的であり，判断が難しいと思う。その必要性判断に当たっては，被疑者にとって身柄を拘束されること自体が非日常的なことであるという点も考

慮してもらい、録音・録画の実施件数を更に増やし、無用な争いをなくして実質的な争点に関する訴訟活動等が行われるようにして欲しい。

- 外国人被疑者の取調べについて、多くの通訳人から、「録音・録画をされると、後から、特定の部分の単語や表現だけを捉えて通訳が不正確だと批判されるのではないかということが気になり、仕事がやりにくい。」といった意見を聞いたことがあるので、検察官としても配慮する必要があると思う。
- 以前は、取調べの過程において、検察官と被疑者が心を通い合わせ、被疑者が深く反省するといった取調べの刑事政策的効果が語られていたように思うが、録音・録画の実施によって、そのような取調べの文化は変わったのかという点に関心がある。
- 取調べの録音・録画記録媒体は、研修等における有用な教材となり得ると思う。
- 取調べの録音・録画を実施することで、特に知的障害者や精神障害者の関係では、取調べが公平に行われているといった安心感が広がっており、検察や警察に対する信頼感が増しているし、警察において、知的障害者に対する配慮が十分になされるようになった。ただ、録音・録画が広く行われることによって、検察の事務負担が加重になっているのではないかと心配している。

【組織運営関係】

- 従来は、組織運営状況調査において、個々の職員にメンタルの問題があるかどうかを把握しようとしていたが、このような職員個人の問題についてはストレスチェック制度の導入等によって対応し、組織運営状況調査においては組織としての対応がしっかりなされているかどうかを把握できるようにする、ということも考えていいのではないか。
- 副検事について、その数が減少していて大変な状況にあるとのことであるが、副検事が果たす役割は非常に重要であると思うので、その仕事の魅力を高め、検察事務官等が積極的に副検事試験を受けようという気持ちになるように、様々な改善策を講じていくべきである。
- 被害者支援や再犯防止について、副検事が重要な役割を担っていくということだが、忙しすぎて対応が不十分になるようなことは避けなければならないので、その意味でも副検事に関する改善策を引き続き考えてもらいたい。

【その他検察運営全般】

- 多くの人が検察に期待しているのは、正義の実現だと思う。例えば、証券関係については、IT化、国際化が進み、取引が非常に複雑かつ大量のものとなっており、摘発が困難な事案が多くなっているが、そういった事案についても、検察を含む関係機関が連携して適切に対処していくことが重要であるから、そのような面での改革や努力もしてもらいたい。
- 報道によると、日弁連から、死刑事件について、被害者参加の反対や取調べでの原則黙秘といった方針が出されたとのことであるが、これに対して検察がどのように対応していくのかという点に関心がある。
- これまでの地域生活定着支援センターの活動実績等からすると、福祉と司法がしっかりと連携することが罪を犯す人を少なくするのに効果的だということが実証されたと思う。現在、厚生労働省が高齢者対策等に関する検討を行っているが、特に認知症の高齢者が重大犯罪を起こしたり軽微な犯罪を繰り返したりするケースが増えているように思うので、このような問題についても、検察として協力して行ってほしい。
- 罪を犯した障害者や高齢者については、社会復帰支援等を見据え、弁護士と検察官とが連携していくことが重要である。
- 黙秘する被疑者が増えており、黙秘をめぐる取調べに関する不満が増えてきているように感じる。黙秘・否認に対する自白追及は、合理的な説得として許容される範囲にとどめるべきであり、今後は、自白に対する依存をなくして客観証拠重視の捜査を行っていくべきである。
- 弁解録取手続の際の取調べに力が入りすぎており、これに関する不満の申出が増えているような印象がある。